

# 令和5年度市・県民税（住民税）の説明書

令和5年度の市・県民税は、令和5年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。

令和5年1月2日以降、諏訪市に在住しなくなった場合（転出又は死亡した場合）についても、今年度の市・県民税は諏訪市での課税となります。

令和5年度の課税は、令和4年1月1日から12月31日までの間の所得に対して課税されるものです。

## 今年度の主な改正点

### ■住宅ローン控除の適用期限の延長など

○住宅ローン控除の適用期限について、令和4年から令和7年までの入居者が対象となり、4年間延長されます。所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。

※消費税の引き下げに伴う需要平準化対策が終了し、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の5%に引き下げられました。

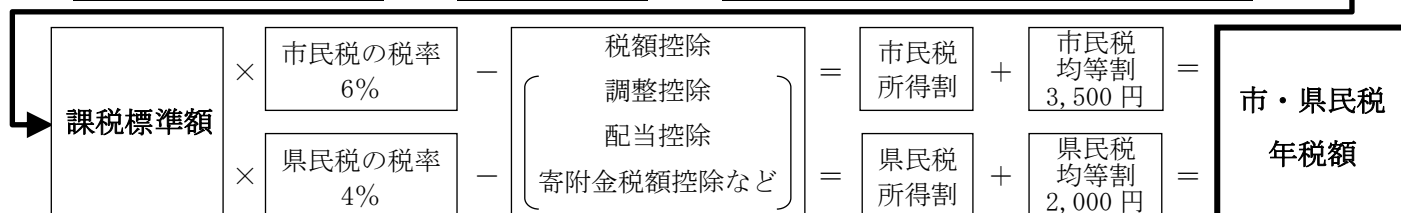
※控除期間は居住年と住宅の仕様により異なります。

### ■民法における成年年齢の引き下げ

○令和4年4月1日に施行された改正民法により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。市・県民税は、令和5年度から非課税措置の対象者である未成年者が18歳未満（令和5年1月1日現在）となります。

### ■税額の計算方法 … 市・県民税は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

$$\boxed{\text{前年分の総所得金額等}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満は切り捨て)}}$$



※土地建物譲渡や株式等譲渡などの分離課税所得がある場合には、上記の計算とは別計算で市・県民税の税額計算をします。詳しくは3ページの「■税率 ○分離課税所得についての税率（表）」をご覧ください。

### ■非課税措置

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年分の合計所得金額が135万円以下の場合、市・県民税は非課税です。

### ■均等割

所得金額の多少にかかわらず一定の金額が課税されます（市民税3,500円、県民税2,000円）。

※県民税のうち500円は「長野県森林づくり県民税」です。

※東日本大震災を踏まえて、震災復興や防災費用の財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの10年間、市民税と県民税の均等割に各々500円が上乗せされます。

ただし、合計所得金額が次の計算式のとおりである場合には、均等割は課税されません。

$$\boxed{\text{合計所得金額} \leq 315,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数}) + 100,000 \text{円} + \text{※}189,000 \text{円}}$$

※189,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ計算に含まれます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の人のことをいいます。

### ■所得割

前年の所得金額に応じて課税されます。

ただし、総所得金額等が次の計算式のとおりである場合には、所得割は課税されません。

$$\boxed{\text{総所得金額等} \leq 350,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数}) + 100,000 \text{円} + \text{※}320,000 \text{円}}$$

※320,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ計算に含まれます。

### ★合計所得金額・総所得金額等の計算

総所得金額	営業等所得+農業所得+不動産所得+利子所得+総合課税の配当所得+給与所得+雑所得 +総合課税の短期譲渡所得+総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額の合計額（損益通算後の金額） ただし、純損失・雑損失などの繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額
総所得金額等	総所得金額+土地建物の譲渡所得（特別控除前の金額）+株式等の譲渡所得+分離課税の配当所得 +先物取引に係る雑所得等+退職所得+山林所得 ただし、純損失・雑損失、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額
合計所得金額	純損失・雑損失、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの繰越控除の適用前の総所得金額等

## ■所得控除額

### ① 基礎控除額

合計所得金額	所得控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

### ② 社会保険料控除額・・・支払金額の全額

### ③ 小規模企業共済等掛金控除額

小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済制度の掛金の合計金額

### ④ 生命保険料控除額・・・各々の控除額の合計は最高7万円です。

区 分	支払金額	所得控除額		
(a) 一般生命保険料 ・ (b) 個人年金保険料	(1) 旧制度の申告 〔平成23年12月31日以前に締結した契約分〕	15,000円以下 15,000円超～40,000円以下 40,000円超～70,000円以下 70,000円超	支払額全額 支払額×1/2+7,500円 支払額×1/4+17,500円 一律35,000円	
	※(a)・(b)ごとに、 (1)～(3)のいずれか かで計算	(2) 新制度の申告 〔平成24年1月1日以降に締結した契約分〕	12,000円以下 12,000円超～32,000円以下 32,000円超～56,000円以下 56,000円超	支払額全額 支払額×1/2+6,000円 支払額×1/4+14,000円 一律28,000円
		(3) 旧制度と新制度 を合算して申告		(1)と(2)に当てはめて計算した額の合計額(最高28,000円)
		(c) 介護医療保険料 新制度で申告		(2)と同じ計算

### ⑤ 地震保険料控除額

区 分	支払金額	所得控除額
(1) 地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払金額×1/2
	50,000円超	25,000円(最高限度額)
(2) 平成18年末までに契約した 長期損害保険料だけの場合 (10年以上で満期返戻金あり)	5,000円以下	支払金額全額
	5,000円超～15,000円以下	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円(最高限度額)
※1つの保険で地震保険と旧長期 損害保険両方ある場合の計算	(1)地震保険、(2)旧長期損害保険のうち、 どちらか一方を選択して所得控除額の計算をする	
(3) 地震保険・旧長期損害保険	(1)と(2)の合計金額(最高限度額25,000円)	

### ⑥ 扶養控除額・・・扶養される者(配偶者及び事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円以下、かつ、以下の条件に当てはまる場合に適用

区 分	適用条件	所得控除額
一般の扶養親族	16歳以上19歳未満(平16.1.2生～平19.1.1生)、または、23歳以上70歳未満(昭28.1.2生～平12.1.1生)	33万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満(平12.1.2生～平16.1.1生)	45万円
老人扶養親族	70歳以上(昭28.1.1以前生)	38万円
同居老親等扶養親族	70歳以上(昭28.1.1以前生)の扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居している者	45万円

※16歳未満(平19.1.2以後生)の扶養親族についての扶養控除はありませんが、市・県民税の均等割や所得割の非課税限度額の計算と課税判定、障害者控除や寡婦・ひとり親控除の要件判定のために必要となりますので、16歳未満の扶養親族がいる場合には必ず申告してください。

### ⑦ 配偶者控除額・・・扶養される配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合に下表の区分に応じて控除。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下の人に適用。

	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上(昭28.1.1以前生))	38万円	26万円	13万円

### ⑧ 配偶者特別控除額・・・配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に下表の区分に応じて控除。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下の人に適用。

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

⑨ 障害者控除額

区 分	要 件	所得控除額
障害者	障害者1名につき	26万円
特別障害者	本人又は非同居の扶養親族が特別障害者の場合	30万円
同居する特別障害者	特別障害者である扶養親族で、本人・配偶者又は生計を一にする親族のいずれかと同居している場合	53万円

⑩ 寡婦・ひとり親控除

区 分	要 件	所得控除額	
寡婦 控除	死別 (生死不明)	ひとり親以外で次の(1)・(2)を全て満たす場合 (1)合計所得金額が500万円以下であること (2)住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある者がいないこと	26万円
	離別	ひとり親以外で次の(1)～(3)を全て満たす場合 (1)扶養親族(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者は除く)を有すること (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある者がいないこと	
ひとり親控除	次の(1)～(3)を全て満たす場合 (1)総所得金額等の合計が48万円以下の生計を一にする子を有すること (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者がいないこと	30万円	

⑪ 勤労学生控除額・・・26万円

本人が学生で、合計所得金額が75万円以下、かつ、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合。  
 ※「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校の学生・生徒・児童であること、又は、国や地方自治体や私立学校法に規定する学校法人・専修学校等の学生・生徒・児童のことを指します。

⑫ 医療費控除額(控除限度額200万円)

(支払医療費－保険金等で補てんされる金額)－(「10万円」と「総所得金額等の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額)

※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合(控除限度額8万8千円)  
 (スイッチOTC医薬品購入費－保険金等で補てんされる金額)－1万2千円

⑬ 雑損控除額・・・次の(1)・(2)で計算される、いずれか多い方の金額

- (1) (損失額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額×10%
- (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円

■ 課税標準額

前年分の総所得金額等から所得控除額を差し引いた金額。(1,000円未満は切り捨て)

■ 税率

- 総所得金額分・・・市民税6%、県民税4%(税率は一律)
- 分離課税所得についての税率

区 分 及 び 課 税 標 準 額		市 民 税	県 民 税	
長期 譲渡	一 般 分	3.0%	2.0%	
	特 定 分 (優良住宅地等)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
	軽 課 分 (居住用財産)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円を超える部分		3.0%	2.0%	
短期 譲渡	一 般 分	5.4%	3.6%	
	軽 減 分 (土地を国・県・市へ譲渡)	3.0%	2.0%	
株式等の譲渡所得		3.0%	2.0%	
上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合)		3.0%	2.0%	
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%	

■ 税額控除

① 調整控除(人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

市・県民税と所得税の人的控除額(基礎控除や扶養控除など)の差に基づく負担増を調整するため、本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、所得割額から次の金額を減額します。

合計課税所得金額	調整控除額の計算式
200万円以下	次の(1)、(2)のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%) (1)人的控除額の差額の合計金額 (2)市・県民税の合計課税所得金額
200万円超	[人的控除額の差額の合計金額－(合計課税所得金額－200万円)]×5%(市民税3%、県民税2%) ただし、上記の計算結果が2,500円未満の場合は2,500円

※合計課税所得金額…課税総所得金額(総所得金額から所得控除金額を差し引いた金額のこと)、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計金額。

② 配当控除・・・株式などの配当所得×控除率＝配当控除額

区 分		市 民 税	県 民 税
課税所得 金額	1,000万円以下の場合	1.6%	1.2%
	1,000万円超の場合	1,000万円以下の部分	1.6%
		1,000万円超の部分	0.8%

※ただし、証券投資信託・一般外貨建等証券投資信託の収益の分配は別に定めます。

③ 寄附金税額控除

都道府県・市区町村（「ふるさと納税」を含む）、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部、諏訪市及び長野県が条例指定した法人（団体）に対する寄附をした場合、次の計算式(1)、(2)の合計金額を税額控除します。

- (1) 基本控除額 … (寄附金(※1) - 2,000円) × 10%  
 (2) 特例控除額(※2) … (寄附金 - 2,000円) × 下表に定める割合

※1：総所得金額等の30%を限度

※2：総務大臣が指定する自治体に対する寄附(ふるさと納税)のみ適用され、市・県民税の所得割額の20%を限度

課税総所得金額－人的控除差調整額≥0	割 合
～ 195万円以下	84.895%
195万円超 ～ 330万円以下	79.79%
330万円超 ～ 695万円以下	69.58%
695万円超 ～ 900万円以下	66.517%
900万円超 ～ 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超 ～	44.055%

④ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(1)から(2)を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)。

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年度まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- (1) 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
 (2) 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

◎上記①・③・④の税額控除金額 市民税・・・控除金額×3/5 県民税・・・控除金額×2/5

⑤ 外国税額控除

所得割の納税義務者が外国に源泉のある所得について、その国の法令により所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、二重課税とならないようこれを調整するために、外国税額控除を行います。控除限度額は次のとおりです。

所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割から控除し、さらに控除しきれないときは、市民税の所得割から控除します。

◎所得税 その年分の所得税額×(その年分の国外所得総額÷その年分の所得総額)＝所得税控除限度額(A)

◎県民税 (A)×12%＝県民税の控除限度額

◎市民税 (A)×18%＝市民税の控除限度額

■ 配当割額控除・株式譲渡所得割額控除

配当割額・株式譲渡所得割額の金額に対して、次の割合をかけた金額をそれぞれの所得割から控除します。

◎税額控除金額 市民税・・・3/5 県民税・・・2/5

**市・県民税の納付はコンビニやスマートフォン等のアプリ、口座振替もご利用ください！**

■ 納付書の裏面に記載の指定金融機関のほか、全国のコンビニエンスストアや地方税統一QRコード対応金融機関、スマートフォン等のアプリで納付ができます

〈お取り扱いできるアプリ: PayPay、LINE Pay 請求書支払い、d払い請求書払い、auPAY〉

※ただし、次の場合は指定金融機関で納付してください。

○各期について税額が30万円を超える場合 ○納付書に記載されている納期限を過ぎている場合

○納付書にコンビニ納付用バーコードが印刷されていない場合

※アプリ利用の場合は領収書が発行されません。

■ 便利・安全な口座振替をご利用ください

口座振替にすると、納税のために窓口へ向かう必要がありません。

また、納付書を無くしてしまったり、納付忘れを防ぐことができ、納期限日に確実に納付されます。

諏訪市役所 税務課 市民税係 (1階8番窓口)  
 電話 (0266) 52-4141 内線 131・132・133